

○神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会規則

平成25年3月29日

規則第82号

改正 平成26年3月31日規則第72号

平成28年11月29日規則第20号

平成31年3月29日規則第66号

(附則)

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第2条の規定に基づき、神戸市公共交通空白地有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員若干人で組織する。

2 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 国土交通省職員
- (3) 兵庫県職員
- (4) 市職員

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 住民の利益又は公共交通空白地有償運送の利用者（公共交通空白地有償運送を実施する前にあっては、その利用が想定される者）の利益を代表すると認められる法人その他の団体の関係者
- (2) 次に掲げるものの関係者
 - ア 一般旅客自動車運送事業者
 - イ 構成員に一般旅客自動車運送事業者を含み、かつ、一般旅客自動車運送事業の健全な発展をその目的とする法人その他の団体

(3) 一般旅客自動車運送事業者に雇用されている労働者の利益を代表すると認められる法人その他の団体の関係者

(4) 現に公共交通空白地有償運送を行っている特定非営利活動法人等（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する特定非営利活動法人等をいう。）の関係者。ただし、当該特定非営利活動法人等の公共交通空白地有償運送事業が協議会における調査審議の対象となる場合においては、当該非営利活動法人等の関係者は、臨時委員になることができないものとする。

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
(任期)

第3条 前条第3項第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(会議の公開等)

第7条 協議会の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市局において処理する。

(施行細目の委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第72号）抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月29日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第66号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成31年4月1日から施行する。